

※ 今後は「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける（最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等咳エチケット順守、3密回避等）

参照： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

レベル	感染状況等			構内立入	授業対応			勤務体制		学内施設・活動											出張			健康観察等	その他				
	地域	県内	県外		遠隔(在宅)	対面(面接)	実技・演習(学外実施含む)	教員	事務職員	図書館	学内食堂	売店	体育館・グラウンド	地域交流センター	クラブ・サークル	学内会議	イベント	県内	県外	海外									
0	感染者無	感染者無	感染者無	制限なし	—	○	○	通常	通常	制限なし	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	○	○	○	義務付けしない	政府、WHO等の機関からの終息宣言発出							
1-1	<u>感染者低位</u>	<u>感染者低位</u>	感染収束傾向	・来訪者受入可(日時、所属・氏名等の記録) ・学生は授業終了後、用件が無ければ直ちに帰宅するよう促す。	—	○	○	通常	通常	・学外者の利用制限は段階的解除 ※当面、学外者から利用要望があった場合は危機管理室に協議 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間1時間以内 ※別途検討事項あり	通常	通常	通常	通常	通常	通常	学外への貸出は当面見合わせ(段階的に制限解除)	通常	通常	通常	通常	通常	○	○	○	※事前に届出	義務付けしない	政府、WHO等の機関からの終息宣言発出	
1-2	<u>感染者低位</u>	<u>感染者低位</u>	一部地域を除き感染者発生者数・増加率低位に推移	学外者制限・学生は許可者のみ	○	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可(1/2体制)	・学外者の利用制限 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間1時間以内	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止
2	<u>感染者低位</u>	<u>感染者低位</u>	感染者増加率の鈍化	学外者制限・学生は許可者のみ	○	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可(1/2体制)		在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止
3	<u>感染者低位</u>	<u>感染者低位</u>	緊急事態宣言発令地域(個別)	学外者制限・学生は許可者のみ	○	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可(1/2～1/3体制)		在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	在宅勤務可	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止
4	—	緊急事態宣言(全国一律)	緊急事態宣言(全国一律)	学外者制限・学生は許可者のみ	○	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可(1/3体制)	学外及び学生の利用禁止	休業	休業	休業	休業	休業	休業	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止
5	—	本県に対し緊急事態宣言発令	—	教職員及び校舎管理業者以外は入構不可	○	—	—	在宅勤務 ※原則、全員在宅	在宅勤務 ※原則、全員在宅		在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止
6	—	緊急事態宣言(特定警戒区域指定)	—	原則、入構不可(学長の許可を受けた者は除く)	○	—	—	在宅勤務 ※原則、全員在宅	在宅勤務 ※原則、全員在宅		在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	在宅勤務	学外への貸出禁止	学外・学内活動自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	自粛	○	○	○	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	疑わしい症状がある場合は通勤・通学しないよう徹底。健康観察表は定期的に保健室に提出。	各種制限等の解除は段階的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚接触者が発生した場合は保健所等行政機関との連携のもと、校内消毒や臨時休校(一部又は全部)措置を講ずる。感染者は治療まで、濃厚接触者は原則2週間の登校(出勤)禁止

(注)「レベル」欄については、静岡県が策定した『「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」』に準拠

「濃厚接触者」となった学生・教職員については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席(出勤)停止

2020/7/10 レベル1-2からレベル1-1へ引き下げ
2020/7/29 レベル1-1からレベル1-2へ引き上げ
2020/9/16 レベル1-2からレベル1-1へ引き下げ

新型コロナウイルス特指法に基づき、県知事からの指示、要請に基づき行動する。